

福生市議会災害対応方針

1 趣旨

福生市（以下「市」という。）において大地震等の大規模災害が発生した際に、福生市議会（以下「議会」という。）及び福生市議会議員（以下「議員」という。）が迅速かつ適切な対応を図るため、対応方針を定めるものとする。

2 議会の役割

議会は、大地震等の大規模災害が発生した際には、福生市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）と連携し、災害情報の収集に努めなければならない。一方で、災害の初期においては、災害対策本部ができる限り災害対応に専念できるよう、配慮する必要がある。このため、議会は、大規模災害時には次の役割を担うものとする。

- (1) 会期中において大規模災害が発生した際は、市の災害対応を優先し、状況に応じた議会運営を適切に行うこと。
- (2) 災害等の各種情報を議員及び災害対策本部から収集し、必要に応じて議員及び災害対策本部に情報を提供して連携を図ること。
- (3) 必要に応じて国、東京都、関係機関等に要望等を行い、市の復旧・復興の取組を支援すること。
- (4) 広域的な支援体制の必要があると判断した場合は、関係自治体の議会と情報を共有し、積極的に連携を図ること。

3 議員の役割

議員は、福生市民（以下「市民」という。）の代表として、市民の信託に応える議会の一員であるとともに、一市民としての立場もある。また、地震等の災害が発生した直後においては、地域の一員としての活動を果たす役割が強く求められる。災害時においてこのような役割を担うため、議員は次のとおり行動するものとする。

- (1) 参集指示があるまでは、地域において人命救助等の救援活動に積極的に参加し、市民の安全確保と応急対応に努めるなど、地域における活動に従事する。
- (2) 議会からの情報提供や参集指示に速やかに対応できるよう、連絡体制を確保する。
- (3) 地域活動等により、市が集めることができない地域の災害情報などを収集し、福生市議会議長（以下「議長」という。）を通して災害対策本部に報告する。
- (4) 災害状況の確認をする場合は、原則として議会を通すこととし、緊急を要する場合を除き、直接、災害対策本部及び市担当部局等に問合せを行わないこととする。
- (5) 議会から連絡のあった情報は、必要に応じて市民に情報を提供する。
- (6) 災害状況の把握に努め、今後の防災・減災対策に生かすことで、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることにつながるものとする。
- (7) 災害発生時に適切な行動をとれるよう、日頃より災害対応に関する知識の習得や災害に備えた準備及び訓練に努める。

4 議会事務局の役割

議会事務局は、災害対策本部が設置された際、福生市地域防災計画に基づき災害対応を優先に行動するものであるが、所掌事務の「市議会に関すること」として、次の役割を担うものとする。

- (1) 議員の安否確認を行い、議長に報告すること。
- (2) 災害対策本部において収集した必要な情報を議員に情報提供すること。
- (3) 議員から提供された災害情報等を記録すること。

5 実施期日

この方針は、令和2年7月16日から実施する。